

途上国問題への新たな学問的貢献

人の先学と法整備支援の

はじめに

りになること、による。 後の理論的諸問題を考えるうえでの手がか 支援理論の特徴を明らかにすることは、今 果たしてきたこと、そして、二人の法整備 支援事業の中心的存在として大きな役割を なによりも、三ヶ月、森島が日本の法整備 である(以下、三ヶ月、森島と略記する)。 の分野の「先学」、「先覚者」といえる方々 島昭夫名古屋大学名誉教授のお二人は、こ 章東京大学名誉教授・元法務大臣および森 この二人をここに私が取り上げるのは、 日本の法整備支援を考える場合、三ヶ月

||三ヶ月章と「法整備」の「歴史

研究

援」プロジェクトの総括班の評価担当者と 科学研究費特定領域研究「アジア法整備支 支援事業の大先達であり、また文部科学省 の大家であり、アジア諸国に対する法整備 三ヶ月は、いうまでもなく民事訴訟法学

「法と開発」

三ヶ月による法の分野の国際協力、 法整

> 力支援』(すべて有斐閣、二〇〇五年)と 法評論Ⅱ いう四冊の著書にまとめられている。 の歩み』、『司法評論Ⅰ 論説・対談』、『司 備支援を論じた論文の多くは、『一法学徒 講演』、『司法評論Ⅲ 法整備協

あるローエイシアの活動などを通じて、ア 称、アジ研)、アジア諸国の法曹の団体で から、国連アジア極東犯罪防止研修所 援」という名称でのプロジェクトが一九九 援に関連した内容をもっている。その理由 三冊の本も、すべて何らかの形で法整備支 は、『司法評論Ⅲ』だけであるが、その他 流に逸早く取り組んできたからである。 ジア諸国との法学の分野での研究・実務交 ○年代中葉以降開始されるよりずっと以前 は、三ヶ月が、日本政府による「法整備支 「法整備協力支援」という副題をもつの (通

として派遣されているが、三ヶ月のかつて は、これらの専門家の中で、 の著書『法学入門』(弘文堂、一九八二年 会、大学などから実務家、 では、アジア諸国へ法務省法務総合研究所 日本政府による法整備支援プロジェクト 最高裁判所、 研究者が専門家 日本弁護士連合 実は隠れたべ

詳細に論じられており、日本法が世界の中 降の法学教育、法の発展の歴史がきわめて なら、この本には、日本における明治期以 有益だからである。 代法発達史を講義していくうえでまことに 研究し、また専門家がアジア諸国で日本近 でどのように形づくられてきたかを知り、 ストセラー、必読文献となっている。なぜ

のありようを、 ぜしめ、それぞれどのような問題を生み出 きた、あるいは置かれている状況の差異が 備を比較し、「ベトナムと日本の置かれて 欧法導入の①動機、 …共通の課題と目標にどのような違いを生 ベトナムとかつての明治以降の日本の法整 三ヶ月は、例えば、今日、法整備を進める の相違を明確にしてきた点にある。そして っているベトナムなどアジア諸国の法整備 五五〜五七ページ)。かくして、いま起こ から問題を考察している(『司法評論Ⅲ』 しているのかということを検討」 特徴は、何よりも、アジアの各国において 「西欧の法律制度を移植する」際の歴史性 さて、三ヶ月の法整備支援理論の一つの かつての明治期日本の西欧 ②時代環境、 ③手法

鮎京正訓



寺集 ∕「法と開発」研究──途上国問題への新たな学問的貢献

化しようとしている。 北部受が不平等条約の撤廃という「全く政法継受が不平等条約の撤廃という「全く政法継受が不平等条約の撤廃という「全く政法継受が不平等条約の撤廃という「全く政法継受が不平等条約の撤廃という

また、三ヶ月は、『法学入門』の中で、

に関する考察と分析の重要性を語るととも の法整備をとりまく「歴史性」、「時代性」 支援理論は、第一に、途上国、体制移行国 にかたくない」(五九ページ)と指摘した。 養成、いわゆる『人づくり』ということが うな不慣れな機構と手続を運用する人間の また、法継受における最大の困難について、 法の特異性を思いめぐらし」ていくことに である」とのべ、「一度はこのような日本 の奇跡であるとさえいってもよいことなの に免れることができたということは、一つ 西欧法のこのような権力的な支配から完全 社会の中にありながら、ただ日本だけが、 えられたというのにくらべると、同じ東洋 植民地支配の手段としていわば他力的に与 おける西欧法の支配が、きわめて高圧的な 諸国」を例にとり、「東南アジアの諸国に カンボジア、ラオスなど「仏領インドシナ 本の特異性」を論じ、たとえばベトナム、 注意を喚起している(三三~三五ページ)。 「このような外来の規範を動かし、このよ 番むずかしい問題であったことは、想像 「東洋社会における西欧法支配の実相―日 以上にみられるように、三ヶ月の法整備 第二に、法規範を動かす上では、

を課題として提起している、といえよう。携わる人材に対する「人づくり」の重要性

森島昭夫と「民商事法支援

有持つヾ、トスは、一もしつませばに引ったので、 一九九○年代初頭のことであった。 がする法における国際協力に着手するのはる。進取の気象に富む森島が、ベトナムに

当時のベトナムは、一九八〇年代末に開当時のベトナムは、一九八〇年代末に開始した「ドイモイ」(刷新)路線にもとづき、対外開放政策と市場経済化政策を推進する対外開放政策と市場経済化政策を推進する。

森島がベトナムに対する法整備協力を始めた時期、ベトナム側のカウンター・パートである司法大臣は、グエン・ディン・ロクであった。ロクは、それまでの司法大臣とは異なり、政治家ではなく、モスクワ大学で学位を得、その後、国会法制委員会で学で学位を得、その後、国会法制委員会でごとが両者の関係を一層親しいものにした。ことが両者の関係を一層親しいものにした。ことが両者の関係を一層親しいものにした。たが、それに至る数次に亘る民法典を制定したが、それに至る数次に亘る民法典を制定したが、それに至る数次に亘る民法典を制定したが、それに至る数次に亘る民法典を制定したが、それに至る数次に亘る民法典を制定したが、それに至る数次に亘る民法典を制定した。

援プロジェクト」が開始されることになり印し、本格的に日本政府による「法整備支CAがベトナム司法省との間でR/Dを調一九九六年一二月、日本の外務省、JI

民主主義、

法の支配の分野に対す

森島は、ベトナム、カンボジアなどに対する法整備支援事業のリーダーとして、その理念とその課題」『法律のひろば』二○○ 一年一○月号、一四ページ以下参照)。そ して、カンボジアの民法典起草に対しても、 カンボジア司法省と協力し、竹下守夫駿河 台大学総長・一橋大学名誉教授をリーダー とする民事訴訟法典起草プロジェクトと並 んで、民法典を完成させた。

森島は、法整備支援の理念等につき、つける法整備支援の内容はベトナムにおける法整備支援の内容はベトナムにおけると本れとは異なっているが、その理念と方法は基本的には同一である。すなわち、我々のプロジェクトでは、支援対象国の社会的経済的条件を前提として、当該社会に受容される法制度の整備を図ることを重視しており、さらに支援事業には支援対象国の法おり、さらに支援事業には支援対象国の法おり、さらに支援事業には支援対象国の法の参加を求め、そのオーナーシップを尊重するという方針である」(同上、一六ページ)。

本島の法整備支援理論の一つの特徴は、 支援対象国の社会に「受容される」法整備 支援であるという点であり、「支援する対 支援であるという点であり、「支援する対 を活分野も、民法などの基本法に重点を置 いてきた」(同上、一六ページ)点にある。 このような森島の立場は、支援内容が、 人権、民主主義、法の支配に関わる場合に、 人権、民主主義、法の支配に関わる場合に、

チ」にも明瞭にあらわれていた。
 チ」にも明瞭にあらわれていた。
 チ」にも明瞭にあらわれていた。

報告の中で森島は、近年、世界銀行などが行っている、「法の支配」という名のもとで、途上国のガバナンスや民主主義を司とで、途上国の司法や国内の統治制度の伝統的あり方に留意しなければならず」、もし途上国に対する「押しつけ」を行うならば、「移植されたシステムは社会の中で作動しなくなる」ことに警告を発した。また、森島は、アメリカ合衆国による「法と開発運動」について、例えばアフリなくなる」ことに警告を発した。

また、森島は、アメリカ合衆国による
「法と開発運動」について、例えばアフリカ合衆国の法制度を輸出し、ソ連に対抗
中カ合衆国の法制度を輸出し、ソ連に対抗
する政治権力を強化しようとする」試みで
あった、という評価を行った。
森島によれば、日本の法整備支援の特色
森島によれば、日本の法整備支援の特色

ること、②「対話」をとおして行ってきたは、①私法に力点を置いた法整備支援であ森島によれば、日本の法整備支援の特色

いことを指摘した。

判し回避しようとするものである。 生養、法の支配の「押しつけ」という事態上国、紛争地域に対する、アメリカ型民主と国、紛争地域に対する、アメリカ型民主と国、紛争地域に対する、アメリカ型民主とがの森島の主張は、端的に言えば、現

配」、「人権」、「民主主義」については「対 検討することが重要であると考える(この 能性として残しておくような理論枠組みを セスを経て実現可能かという観点から問題 ナムなど被援助国においてどのようなプロ の支配、人権といわれているものが、ベト うに思われる。この点では、民主主義、法 るのか、というような論点が生じてくるよ 解した上でもなお、「対話」を重視すると 義」『岩波講座「開発と文化」』六巻、 点につき、古田元夫「開発援助と民主主 を把握するようなアプローチを、一つの可 る法分野への支援が仮に被援助国により 話」を求めないのか、また、これらをめぐ いう立場との関連からは、なぜ、「法の支 「受容される」場合にはどのように対応す しかし、森島に対しては、その意図を理 一九九八年、参照のこと)。

●法整備支援理論の課題

二〇〇三年に改定された政府開発援助大 (新〇DA大綱)は、法整備支援の位置 付けについて新たに記述を行った。すなわち、新〇DA大綱の「基本方針」の「1)開 ち、新〇DA大綱の「基本方針」の「1)開 た、新〇DA大綱の「基本方針」の「1)開 た、新〇DA大綱の「基本方針」の「1)開 た、新〇DA大綱の「基本方針」の「1)開 た、新〇DA大綱の「基本方針」の「1)開 た、新〇DA大綱の「基本方針」の「1)開 た、新〇DAの自助努力を支援するため、これ らの国の発展の基礎となる人づくり、法・らの国の発展の基礎となる人づくり、法・らの国の発展の基礎となる人づくり、法・の国の発展の基礎となる人づくり、法・の国の発展の基礎となる人づくり、法・の国の発展の基礎となる人づくり、法・の国の発展の基礎となる人が、は、大阪の国の関係を表示して、「1)。 は、大阪の国の発展の主要な者を表示した。

さて、法整備支援が、「良い統治に基づく開発途上国の自助努力を支援するため」にこそ行われるという定義を与えられたことは、その後の法整備支援の実際に大きなとは、その後の法整備支援の実際に大きなとないでは、国によっては「良い統治」にかかわる支援が開始されるなど、支援する法が、「良い統治に基づかわる支援が開始されるなど、支援する法

していると考える。していると考える。とていると考える。というな基本問題・論点が依然として存在いては、新ODA大綱との関連から、以下対する開発援助としての法整備支援論におしかし、とくに日本によるアジア諸国に

第一には、日本の法整備支援はどのよう



「法と開発」 途上国問題への新たな学問的貢献 研究-

行う場合には「アジア的共通性」から支援 クライナなどの地域に対する法整備支援を 多いが、しかし、もしコーカサス諸国、ウ 日本の法整備支援の理念が語られることが 自体が批判的に検証されるべきであるが、 どを前提として(もちろんこの種の考え方 ある場合には、アジア的な風土の共通性な している。たとえば、それがアジア地域で 技術協力を行っていくかという論点に関連 るどのような内容をそれらの国に伝達し、 の意義を語ることは困難である。 な地域、どの国に対して行うか、という論

の法分野に対する法整備支援、 用されてきたため、 民商事法支援中心という方向が意識的に採 整備支援においては、支援する法の分野に る。他の外国援助機関、国際援助機関の法 野は何か、という問題にかかわる論点であ かったが、日本の法整備支援においては、 ついて、より全般的な内容をもつ場合が多 第二には、法整備支援を行う場合の法分 行政法、さらには憲法などの分野 長きに亘り、それ以外 たとえば、

容の仕方から何を教訓として受けとめ、ま 国に対して日本が法整備支援を行うか、と 域である」とのべている。どのような地域 に大きな影響を及ぼし得るアジアは重点地 本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄 は、その「重点地域」の項目において、「日 点である。この点について、新ODA大綱 た日本が法整備支援の理念、手法にかかわ いう問題は、被援助国が日本の西欧法の受 という論点をあらためて本格的に検討する どのような法分野に日本は支援すべきか、 こなかった、という経緯をもっている。 備支援の開始から一○年以上を経た現在、 ガバナンス分野での支援が積極的に行われ 支援にみられるように、行政手続法の分野 時期に至っているといえよう。 るようになった。したがって、日本の法整 など中央アジア諸国に対する日本の法整備 に対する支援はそれほど十分には行われて しかし、近年、とくに、ウズベキスタン

性をもち必要とされていたのに対し、二〇 とは、法整備支援対象国のこの間の状況変 する上での法整備とそれに対する外国から 直接に課題となり、これらの諸改革を実現 司法改革、行政改革、さらには政治改革が 場経済化にむけた経済改革だけではなく、 なわち民商事法を中心とした法整備が緊急 も市場経済化を推進するための法分野、 ドイモイ開始直後のベトナムでは、何より 化についてである。例えば一九九○年代の 研究所国際協力部、二〇〇六年、 の支援がもとめられている(この点につき ○○年を前後する時期以降においては、市 点にかかわって、ここでふれておきたいこ また、ベトナム法整備支援プロジェクト どのような法分野に支援するかという論 NEWS』二八号、法務省法務総合 ベトナム共産党政治局決議」『I 参照)。 す

> 動する分野にも関与することになった。 備支援が開始されることになり、 したがって、民主主義、人権、法の支配

とづき取り組むことが重要である。 論をふまえた上で、徐々に変わっていかな のように行うかについては、その地域の法 など広くガバナンスの領域への支援を、ど に詳しい専門家の分析と具体的な判断にも 法整備支援のあり方は、従来の経験と理

ければならない。

おわりに

③近代日本法、近代日本法学の形成に強い 関心をもってきたこと、において共通して た国際協力の意義を逸早く認めてきたこと、 日本をとりまく国際情勢に敏感であり、ま と民法という実定法研究者であること、② 三ヶ月と森島は、ともに、①民事訴訟法

うすれば、よい仕事ができる」。 ものがある。法整備支援をする際には各々 の知恵をもちよらなければならないし、そ 法学研究者には研究者にしか発見できない とがある。「法律実務家には実務家にしか る。三ヶ月は、かつて、私にこう語ったこ 法研究者、地域研究者、法律実務家の協同 識を共有する実定法研究者、基礎法・比較 したプロジェクトとして行われる必要があ 日本の法整備支援は、このような問題意

(あいきょう まさのり) 政国際教育協力研究センター長) /名古屋大学法

ベトナムの刑事訴訟法に対する日本の法整 においては、二〇〇七年度からは本格的に